

北海道社会貢献賞（男女平等参画社会づくり功労者）表彰事務取扱要領

1 趣旨

北海道表彰規則（平成 10 年 4 月 1 日北海道規則第 31 号）に定める北海道社会貢献賞のうち、同規則に基づく表彰事務取扱要領（平成 10 年 4 月 1 日総務部長通達）の「男女平等参画社会づくり功労者」の表彰手続きは、同規則、同要領及び北海道知事表彰環境生活部関係事務取扱要領（平成 18 年 1 月 24 日環境生活部長通達）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 被表彰者の推薦

被表彰者（個人又は団体）の推薦は、別紙様式「北海道社会貢献賞（男女平等参画社会づくり功労者）推薦調書」（以下「推薦調書」という。）によるものとする。

3 従事年数の算定

従事年数は、活動を開始した日から、推薦調書の基準日までの期間とする。

4 被表彰者の決定

環境生活部長は、推薦のあった候補者の中から、別に定める基準を参考に候補者調書を作成し、候補者調書を基に審査した上で表彰者を決定する。

5 表彰の時期及び場所

表彰は年 1 回行うものとし、時期及び場所については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 11 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 18 日から施行する。